

## 児童生徒性暴力等の防止対策（項目）について（案）

### [本資料の位置付け]

- ・ 「児童生徒性暴力等の防止等に関する主な論点」（第 1 回協議会資料）を基に、「総合対策」（本年秋に策定予定）の項目案として作成
- ・ 各項目の詳細は、**資料 2～4**において担当課室から説明
- ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」は、「教育職員等<sup>1</sup>」による行為への対処を規定しているが、県教育委員会として策定する対策は、学校で子どもと接する職員全てを対象とするものであるため、「教職員」の文言を使用

### 第 1 未然防止

#### 1 教職員に対する啓発【学校企画課】

- (1) 県教育委員会による研修
- (2) 各学校における研修
- (3) 全教職員を対象とする指導
- (4) 管理職への指導

#### 2 児童生徒等に対する啓発

- (1) 性に関する指導・相談事業の推進【保健体育課】
- (2) 生命（いのち）の安全教育の実施【子ども安全支援室】

#### 3 校内の環境・体制整備【学校企画課】

- (1) SNS 等の取扱い・電子機器の管理
- (2) 密室状態の回避
- (3) 施設管理（不審物等の点検）
- (4) 校内体制の確認
- (5) 管理職に相談しやすい雰囲気づくり

#### 4 新規採用・任用に当たっての対応【学校企画課】

- (1) 処分歴・教員免許状失効歴の確認
- (2) 任用時の人物確認の徹底（教員免許の有無に関わらず実施）

<sup>1</sup> 「この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。」  
[教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 第 2 条第 5 項]

## 第2 早期発見【子ども安全支援室】

- 1 定期的なアンケート調査や相談等の実施
- 2 通報・相談を受け付ける窓口の整備・周知

## 第3 早期対応

- 1 事案認知後の速やかな報告（教職員から管理職、管理職から学校設置者等）  
【子ども安全支援室・学校企画課】
  - 2 児童生徒等の保護・支援（プライバシー保護を含む）【子ども安全支援室】
  - 3 児童生徒性暴力等を行った疑いのある教職員への措置（児童生徒等との接触回避等）【学校企画課】
  - 4 設置者による調査（潜在事案を含む）【学校企画課】
  - 5 警察等との連携【子ども安全支援室・学校企画課】
- ※ 1～5の対応フローについて、「学校危機管理の手引き」への記載を検討

## 第4 厳正な処分等【学校企画課】

- 1 懲戒処分
- 2 教育職員免許状再授与審査会の設置